

令和4年度

事業報告書

令和4年4月1日から

令和5年3月31日まで

公益財団法人愛媛県市町振興協会

目 次

I	事業の実施状況について（公益目的事業）	
1	資金貸付事業（定款第4条第1項第1号）	
(1)	長期貸付	1
(2)	貸付金償還	5
(3)	貸付残高	5
2	市町村振興宝くじ交付金の交付事業（定款第4条第1項第2号）	
(1)	市町交付金	11
(2)	基金交付金	12
3	市町振興助成事業（定款第4条第1項第3号）	
(1)	市町振興に伴うイベント等助成事業	13
(2)	情報セキュリティ監査助成事業	16
(3)	メンタルヘルス対策事業助成金	16
(4)	災害支援金	16
4	市町職員等研修事業（定款第4条第1項第4号）	
(1)	愛媛県研修所での研修事業	17
(2)	市町職員研修事業	19
(3)	市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）受講に係る助成	19
(4)	全国市町村国際文化研修所（国際文化アカデミー）受講に係る助成	24
(5)	関係団体研修事業等に係る助成	28
5	市町の振興に関する情報提供事業（定款第4条第1項第5号）	
(1)	令和4年度版「愛媛縣市町要覧」の配布	29
(2)	市町振興のための資料の配付	29
(3)	地域づくり情報誌発行事業	29
II	その他事業について	
1	市町関係団体等への助成及び寄附	
(1)	愛媛県市長会・愛媛県町村会を經由して行う助成	30
(2)	地域医療学講座への寄附	32
(3)	その他	32
2	市町村振興宝くじに係る広報宣伝事業	
(1)	市町村振興宝くじ（サマージャンボ関係）	32
(2)	新市町村振興宝くじ（ハロウィンジャンボ関係）	37
(3)	宝くじ公式サイトでのインターネット販売PR助成関係	43
III	総務関係	
1	会議関係	
(1)	本協会関係等	44
(2)	全国協会関係等	47
(3)	その他会議	48

2	役員の変動状況	
(1)	理事の就任・辞任	49
(2)	代表理事の就任・辞任	49
(3)	監事の就任・辞任	50
(4)	評議員の就任・辞任	50
3	その他	
(1)	事業報告書等の報告	50
(2)	本協会役員及び評議員の変更報告	50
(3)	事業計画等の送付	50
IV	基金積立状況	
1	サマージャンボ宝くじ及びクイックワン8月発売回数分に係る交付金	
2	ハロウィンジャンボ宝くじ及びクイックワン9月発売回数分に係る交付金	
V	参考資料	
1	各種要領等	
(1)	市町振興に伴うイベント等助成金交付要領	52
(2)	市町村職員中央研修所受講者助成金交付要領	54
(3)	全国市町村国際文化研修所受講者助成金交付要領	55
(4)	情報セキュリティ監査助成金交付要領	56
(5)	市町関係団体研修事業等助成金交付要領	57
(6)	公益財団法人愛媛県市町振興協会基金交付金交付規程	58
(7)	公益財団法人愛媛県市町振興協会市町交付金交付規程	60
(8)	地方財政法第32条	63
(9)	公益財団法人愛媛県市町振興協会災害支援金交付規程	64

I 事業の実施状況について（公益目的事業）

1 資金貸付事業（定款第4条第1項第1号）

（1）長期貸付

① 資金貸付額の選定

4月1日 令和4年度事業計画に基づき、長期貸付事業の令和4年5月分（資金貸付総額25億円のうち5月貸付10億円）に対し、愛媛県市町振興課へ貸付予定団体及び金額の選定を依頼した。

② 資金借入希望額の通知

4月14日 愛媛県市町振興課から借入希望団体（4市3町）の借入希望額の通知があった。

③ 長期貸付の借入申込通知

4月20日 借入希望のあった4市3町に対し、関係書類を添付のうえ通知した。

④ 長期貸付の貸付利率について

5月6日 5月24日の貸付利率を全国協会に準じ、償還期間5年を年0.10%、10年を年0.20%、12年、15年を0.30%と決定した。

⑤ 長期貸付の借入申込受付

5月9日 電子データにより借入申込受付を行い、4市3町から長期貸付の借入申込みがあった。

⑥ 長期貸付の借入手続（案内）

5月18日 長期貸付の借入申込みのあった4市3町に対し、長期貸付決定の案内を行った。

⑦ 長期貸付金の貸付

5月24日 借入申込みのあった4市3町の27事業に対し、愛媛県協会分《別表1》のとおり貸付を行った。

⑧ 資金貸付額の選定

12月19日 令和4年度事業計画に基づき、長期貸付事業の令和5年3月分（資金貸付総額25億円のうち、令和4年5月貸付後の残額16億3,790万円）に対し、愛媛県市町振興課へ貸付予定団体及び金額の選定を依頼した。

⑨ 資金借入希望額の通知

1月26日 愛媛県市町振興課から借入希望団体（7市3町）の借入希望額の通知があった。

⑩ 長期貸付借入申込通知

2月1日 借入希望のあった7市3町に対し、関係書類を添付のうえ通知した。

⑪ 長期貸付の借入申込受付

2月22日 電子データにより借入申込受付を行い、7市3町から長期貸付の借入申込みがあった。

⑫ 長期貸付の貸付利率について

3月1日 3月24日の貸付利率を全国協会に準じ、償還期間5年を年0.20%、10年、12年を0.30%、15年を0.50%と決定した。

⑬ 全国市町村振興協会資金の借入申込

3月10日 全国市町村振興協会へ320,000千円の借入申込みを行った。

⑭ 長期貸付の借入手続（案内）

3月13日 長期貸付の借入申込みのあった7市3町に対し、長期貸付決定の案内を行った。

⑮ 長期貸付金の貸付

3月24日 借入申込みのあった7市3町の14事業に対し、愛媛県協会分《別表2》及び全国協会《別表3》のとおり貸付を行った。

《別表1》 貸付日：令和4年5月24日

愛媛県協会資金 862,100千円

(4市3町 27事業) (単位：千円)

団体名	事業名	事業種別	貸付額	償還期間
今治市	共通基盤システム移転更新事業	緊急防災・減災事業	186,000	5年
宇和島市	本庁舎耐震改修事業	旧合併特例事業	305,000	12年
	市道住吉町14号線道路新設改良事業	旧合併特例事業	26,000	12年
	宇和島城周辺整備事業	旧合併特例事業	83,000	12年
西条市	消防車両等整備事業(特例債)	旧合併特例事業	7,900	5年
	消防車両等整備事業(緊急防災分)	緊急防災・減災事業	4,000	5年
	消防水利整備事業	緊急防災・減災事業	21,600	10年
	楠河分団統合整備事業	緊急防災・減災事業	45,700	10年
東温市	松山圏域消防指令センター整備事業 (消防指令システム設計委託)	緊急防災・減災事業	1,700	5年
上島町	長崎栈橋整備事業	合併特例事業	9,300	10年
	耐震性貯水槽設置事業	合併特例事業	5,700	10年
	立石港利用車両待機レーン増設事業	合併特例事業	14,100	10年
	赤石川河床堆積物除去事業	緊急浚渫推進事業	2,800	10年
	公共下水道(公営企業会計移行事業)	公営企業会計適用	7,300	10年
	農業集落排水(公営企業会計移行事業)	公営企業会計適用	3,400	10年
	浄化槽(公営企業会計移行事業)	公営企業会計適用	1,500	10年
	簡易水道(公営企業会計移行事業)	公営企業会計適用	3,700	10年
松前町	公園整備(ひよこたん池公園しがら改修工事)	一般事業	3,000	10年
	白鶴保育所改築(白鶴保育所新築・解体設計)	施設整備事業	6,200	10年
	保育所解体(旧松前保育所解体工事)	公共施設等適正管理 推進事業	29,700	15年
	文化センター管理(松前総合文化センター 自動火災報知設備更新、非常用放送設備更新工事)	一般事業	8,000	10年
	水産業施設整備(漁船引張り台車改修工事)	一般事業	16,100	15年
愛南町	県営土木事業負担金(旧合併特例事業)	旧合併特例事業	13,600	10年
	町道太場2号線道路改良事業(旧合併特例事業)	旧合併特例事業	2,100	10年
	町道弓立越田線道路改良事業(旧合併特例事業)	旧合併特例事業	14,100	10年
	愛南町小学校空調設備新設事業(旧合併特例事業)	旧合併特例事業	29,000	10年

	愛南町中学校空調設備新設事業（旧合併特例事業）	旧合併特例事業	11,600	10年
合計	（4市3町 27事業）		862,100	

《別表2》 貸付日：令和5年3月24日

愛媛県協会資金 286,800千円 （6市3町 13事業）（単位：千円）

団体名	事業名	事業種別	貸付額	償還期間
松山市	消防団車両機械購入事業	緊急防災・減災事業	75,400	10年
	小学校施設マネジメント事業	緊急防災・減災事業	6,000	15年
八幡浜市	県営八幡浜漁港整備事業負担金	合併特例事業	33,200	12年
西条市	ため池豪雨災害緊急対策事業	緊急自然災害防止対策事業	8,500	10年
大洲市	過年補助災害復旧事業（公共土木施設）	災害復旧事業	20,400	15年
	現年補助災害復旧事業（公共土木施設）	災害復旧事業	400	10年
	農業集落排水事業	下水道事業	1,300	10年
伊予市	橋梁維持事業	過疎対策事業	1,800	12年
四国中央市	寒川グラウンド整備事業	合併特例事業	95,000	15年
上島町	長崎栈橋整備事業	合併特例事業	13,800	10年
	耐震性貯水槽設置事業	合併特例事業	8,700	10年
松前町	町営・改良住宅管理事業（江川住宅ガス庫建替工事）	一般事業	1,900	10年
愛南町	町道弓立越田線道路改良事業（旧合併特例事業）	旧合併特例事業	20,400	10年
合計	（6市3町 13事業）		286,800	

《別表3》 貸付日：令和5年3月24日

全国協会資金 320,000千円 （1市 1事業）（単位：千円）

団体名	事業名	事業種別	貸付額	償還期間
宇和島市	本庁舎耐震改修事業	旧合併特例事業	320,000	12年
合計	（1市 1事業）		320,000	

(2) 貸付金償還

① 令和4年度分元利金払込通知書（上期分）

9月17日・24日 貸付団体に対し、「令和4年度分元利金払込通知書（上期分）」を送付し、全貸付団体から償還された。

② 令和4年度分元利金払込通知書（下期分）

3月17日・24日 貸付団体に対し、「令和4年度分元利金払込通知書（下期分）」を送付し、全貸付団体から償還された。

(3) 貸付残高

令和4年度においては、貸付団体から長期貸付金の元金返済額2,242,598.5千円を受入、新たに1,468,900千円の貸付（9市3町・41件）を行い、同年度末における長期貸付の残高は、555件、16,083,751.5千円となった。

年度別内訳は、次のとおり。

《別表4》

年度別長期貸付額及び貸付残高

(単位：千円)

年度	当初貸付額					4年度償還額	4年度末残高	
	件数	金額	利率			金額	件数	金額
			全国	県				
				5月	3月			
昭和56年度	46	500,200	3.0		5.5	0	0	0
昭和57年度	54	549,000	3.0		5.5	0	0	0
昭和58年度	48	500,000	3.0		5.5	0	0	0
昭和59年度	41	500,000	3.0		5.5	0	0	0
昭和60年度	39	550,000	3.0		5.5	0	0	0
昭和61年度	37	750,000	3.0		注1	0	0	0
昭和62年度	32	850,000	3.0		3.0	0	0	0
昭和63年度	37	1,050,000	3.0		3.0	0	0	0
平成元年度	28	1,250,000	3.0		3.0	0	0	0
平成2年度	39	1,400,000	3.0		3.0	0	0	0
平成3年度	30	1,500,000	3.0		3.0	0	0	0
平成4年度	35	1,700,000	3.0		3.0	0	0	0
平成5年度	50	2,000,000	3.0		3.0	0	0	0
平成6年度	39	2,100,000	3.0		3.0	0	0	0
平成7年度	39	2,250,000	3.0		3.0	0	0	0
平成8年度	34	2,300,000	2.8		2.8	0	0	0
平成9年度	51	2,400,000	1.6		1.6	0	0	0
平成10年度	47	2,400,000	1.6		1.6	0	0	0
平成11年度	53	2,400,000	1.5		1.5	0	0	0

平成 12 年度	54	2,400,000	1.1		1.1	0	0	0
平成 13 年度	42	2,400,000	1.0		1.0	0	0	0
平成 14 年度	60	2,400,000	0.4		0.4	0	0	0
平成 15 年度	35	2,400,000	0.9		0.9	0	0	0
平成 16 年度	34	2,000,000	1.0		注 2	0	0	0
平成 17 年度	37	2,200,000			1.2	0	0	0
平成 18 年度	24	2,500,000			1.3	0	0	0
平成 19 年度	22	2,200,000			1.0	0	0	0
平成 20 年度	20	2,200,000			0.9	0	0	0
平成 21 年度	19	2,200,000			0.8	0	0	0
平成 22 年度	21	2,200,000			0.8	219,420.0	0	0
平成 23 年度	22	2,200,000			0.6	220,000.0	22	220,000.0
平成 24 年度	16	2,200,000			0.3	220,000.0	16	440,000.0
平成 25 年度	15	456,000			0.3	45,600.0	15	136,800.0
平成 26 年度	19	1,778,100			0.1	177,810.0	19	711,240.0
平成 27 年度	37	1,866,300		0.1	0.1	186,630.0	37	828,580.0
平成 28 年度	55	2,228,300		0.1	0.01	211,196.0	53	1,295,084.0
平成 29 年度	73	3,222,700		0.01	注 3	330,044.0	73	2,126,082.0
平成 30 年度	68	2,698,200	別表 5 のとおり			272,526.0	68	2,053,966.0
令和 元 年度	73	2,920,900	"			302,340.5	73	2,503,105.5
令和 2 年度	73	2,478,200	"			55,932.0	73	2,421,994.0
令和 3 年度	66	1,885,700	"			1,100.0	65	1,878,000.0
令和 4 年度	41	1,468,900	"			0.0	41	1,468,900.0
合計	1,705	77,452,500	—			2,242,598.5	555	16,083,751.5

注 1=3.0、5.0%で貸付 注 2=0.9、1.0%で貸付 注 3=0.2、0.05%で貸付

《別表 5》

平成 30 年度以降の貸付利率

		5 月貸付				3 月貸付			
		5 年	10 年	12 年	15 年	5 年	10 年	12 年	15 年
平成 30 年度	全国協会	0.01%	0.01%	0.01%	0.10%	0.01%	0.01%	0.01%	0.04%
	県協会	0.01%	0.01%	0.01%	0.10%	0.01%	0.01%	0.01%	0.04%
令和元年度	全国協会	0.01%	0.01%	0.02%	0.06%	0.01%	0.01%	0.01%	0.03%
	県協会	0.01%	0.01%	0.02%	0.06%	0.01%	0.01%	0.01%	0.03%
令和2年度	全国協会	0.10%	0.10%	0.11%	0.14%	0.10%	0.10%	0.11%	0.20%
	県協会	0.10%	0.10%	0.11%	0.14%	0.10%	0.10%	0.11%	0.20%
令和3年度	全国協会	0.10%	0.10%	0.11%	0.20%	0.10%	0.20%	0.20%	0.30%
	県協会	0.10%	0.10%	0.11%	0.20%	0.10%	0.20%	0.20%	0.30%
令和4年度	全国協会	0.10%	0.20%	0.30%	0.30%	0.20%	0.30%	0.30%	0.50%
	県協会	0.10%	0.20%	0.30%	0.30%	0.20%	0.30%	0.30%	0.50%

① 愛媛県協会貸付残高

令和4年度においては、貸付団体から長期貸付金の元金返済額2,076,916千円を受
入、新たに1,148,900千円の貸付（9市3町・40件）を行い、同年度末における長期
貸付の残高は、499件、13,603,154千円となった。

年度別内訳は、次のとおり。

《別表6》

年度別長期貸付額及び貸付残高

(単位：千円)

年度	当初貸付額				4年度償還額	4年度末残高	
	件数	金額	利 率		金額	件数	金額
			5月	3月			
昭和56年度	16	243,400		5.5	0	0	0
昭和57年度	28	299,000		5.5	0	0	0
昭和58年度	20	250,000		5.5	0	0	0
昭和59年度	20	250,000		5.5	0	0	0
昭和60年度	18	300,000		5.5	0	0	0
昭和61年度	18	500,000		注1	0	0	0
昭和62年度	19	600,000		3.0	0	0	0
昭和63年度	24	750,000		3.0	0	0	0
平成元年度	16	850,000		3.0	0	0	0
平成2年度	25	900,000		3.0	0	0	0
平成3年度	20	1,000,000		3.0	0	0	0
平成4年度	27	1,200,000		3.0	0	0	0
平成5年度	36	1,400,000		3.0	0	0	0
平成6年度	33	1,500,000		3.0	0	0	0
平成7年度	32	1,600,000		3.0	0	0	0
平成8年度	27	1,600,000		2.8	0	0	0
平成9年度	43	1,600,000		1.6	0	0	0
平成10年度	39	1,600,000		1.6	0	0	0
平成11年度	45	1,600,000		1.5	0	0	0
平成12年度	50	1,600,000		1.1	0	0	0
平成13年度	38	1,600,000		1.0	0	0	0
平成14年度	52	1,600,000		0.4	0	0	0
平成15年度	22	1,600,000		0.9	0	0	0
平成16年度	24	1,600,000		注2	0	0	0
平成17年度	37	2,200,000		1.2	0	0	0
平成18年度	24	2,500,000		1.3	0	0	0
平成19年度	22	2,200,000		1.0	0	0	0

平成 20 年度	20	2,200,000		0.9	0	0	0
平成 21 年度	19	2,200,000		0.8	0	0	0
平成 22 年度	21	2,200,000		0.8	219,420	0	0
平成 23 年度	22	2,200,000		0.6	220,000	22	220,000
平成 24 年度	16	2,200,000		0.3	220,000	16	440,000
平成 25 年度	15	456,000		0.3	45,600	15	136,800
平成 26 年度	19	1,778,100		0.1	177,810	19	711,240
平成 27 年度	37	1,866,300	0.1	0.1	186,630	37	828,580
平成 28 年度	55	2,228,300	0.1	0.01	211,196	53	1,295,084
平成 29 年度	73	3,222,700	0.01	注 3	330,044	73	2,126,082
平成 30 年度	62	2,106,000	別表 5 のとおり		213,306	62	1,580,206
令和 元 年度	51	1,969,900	"		197,528	51	1,656,918
令和 2 年度	56	1,988,200	"		54,282	56	1,933,644
令和 3 年度	56	1,533,400	"		1,100	55	1,525,700
令和 4 年度	40	1,148,900	"		0	40	1,148,900
合計	1,337	62,240,200	—		2,076,916	499	13,603,154

注 1=3.0、5.0%で貸付 注 2=0.9、1.0%で貸付 注 3=0.2、0.05%で貸付

② 全国協会貸付残高

令和 4 年度においては、貸付団体から長期貸付金の元金返済額165,682.5千円を受入、新たに320,000千円の貸付（1市・1件）を行い、同年度末における長期貸付の残高は、56件、2,480,597.5千円となった。

年度別内訳は、次のとおり。

《別表 7》

年度別長期貸付額及び貸付残高

（単位：千円）

年度	当初貸付額				4 年度償還額	4 年度末残高	
	件数	金額	利 率		金額	件数	金額
			5 月	3 月			
昭和 56 年度	30	256,800		3.0	0	0	0
昭和 57 年度	26	250,000		3.0	0	0	0
昭和 58 年度	28	250,000		3.0	0	0	0
昭和 59 年度	21	250,000		3.0	0	0	0
昭和 60 年度	21	250,000		3.0	0	0	0
昭和 61 年度	19	250,000		3.0	0	0	0
昭和 62 年度	13	250,000		3.0	0	0	0
昭和 63 年度	13	300,000		3.0	0	0	0
平成 元 年度	12	400,000		3.0	0	0	0

平成 2 年度	14	500,000		3.0	0	0	0
平成 3 年度	10	500,000		3.0	0	0	0
平成 4 年度	8	500,000		3.0	0	0	0
平成 5 年度	14	600,000		3.0	0	0	0
平成 6 年度	6	600,000		3.0	0	0	0
平成 7 年度	7	650,000		3.0	0	0	0
平成 8 年度	7	700,000		2.8	0	0	0
平成 9 年度	8	800,000		1.6	0	0	0
平成 10 年度	8	800,000		1.6	0	0	0
平成 11 年度	8	800,000		1.5	0	0	0
平成 12 年度	4	800,000		1.1	0	0	0
平成 13 年度	4	800,000		1.0	0	0	0
平成 14 年度	8	800,000		0.4	0	0	0
平成 15 年度	13	800,000		0.9	0	0	0
平成 16 年度	10	400,000		1.0	0	0	0
平成 30 年度	6	592,200	別表 5 のとおり		59,220	6	473,760
令和元年度	22	951,000	〃		104,812.5	22	846,187.5
令和 2 年度	17	490,000	〃		1,650	17	488,350
令和 3 年度	10	352,300	〃		—	10	352,300
令和 4 年度	1	320,000	〃		—	1	320,000
合計	368	15,212,300	—		165,682.5	56	2,480,597.5

2 市町村振興宝くじ交付金の交付事業（定款第4条第1項第2号）

(1) 市町交付金

2月17日 本協会市町交付金交付規程に基づき、ハロウィンジャンボ宝くじ収益金のうち愛媛県から交付された交付金及び交付金から生ずる受取利息等を財源とし、本協会配分基準（均等割50%、人口割50%）により算出し、市町に対し交付した。

【交付額】 206,855,364円

《別表》

市町交付金一覧表

(単位：円)

市町名	令和4年度	平成13年度～令和3年度
松山市	44,395,708	938,649,556
今治市	16,988,308	546,948,968
宇和島市	10,639,912	262,758,951
八幡浜市	7,610,168	150,854,617
新居浜市	14,161,097	289,396,401
西条市	13,409,978	309,218,869
大洲市	8,335,864	203,057,801
伊予市	7,960,343	170,517,288
四国中央市	11,672,943	274,208,484
西予市	7,924,035	212,811,478
東温市	7,755,634	144,175,131
上島町	5,663,681	138,021,596
久万高原町	5,753,635	141,886,663
松前町	7,531,643	120,861,544
砥部町	6,766,763	124,545,596
内子町	6,376,704	137,417,556
伊方町	5,829,983	125,486,293
松野町	5,458,661	77,657,840
鬼北町	5,918,538	107,715,040
愛南町	6,701,766	184,398,421
計	206,855,364	4,660,588,093

(2) 基金交付金

6月22日 本協会基金交付金交付規程に基づき、サマージャンボ宝くじ収益金をもって愛媛県が協会に交付する愛媛県交付金を積み立てる基金積立金を財源とし、本協会配分基準（均等割50%、人口割50%）に基づき、市町に対し交付した。

【交付額】 233,272千円

《別表》

基金交付金一覧表

(単位：千円)

市町名	令和4年度	平成19年度～令和3年度
松山市	50,017	774,060
今治市	19,164	401,556
宇和島市	12,020	208,573
八幡浜市	8,592	128,673
新居浜市	15,975	243,066
西条市	15,120	249,436
大洲市	9,411	161,455
伊予市	8,974	140,890
四国中央市	13,169	220,315
西予市	8,940	164,436
東温市	8,740	124,976
上島町	6,381	109,368
久万高原町	6,493	112,243
松前町	8,478	110,851
砥部町	7,619	108,651
内子町	7,197	113,500
伊方町	6,583	103,760
松野町	6,157	75,227
鬼北町	6,674	94,553
愛南町	7,568	141,305
計	233,272	3,786,894

3 市町振興助成事業（定款第4条第1項第3号）

(1) 市町振興に伴うイベント等助成事業

イベント等の助成については、次の11市8町58事業に対し総額80,410千円を助成した。

(単位：円)

団体名	イベント名等	実施年月日	助成額	団体支出額
松山市	令和4年度平和資料展	令和4年7月20日～26日	570,000	1,296,417
	道後温泉夏まつり2022	令和4年8月1日～6日	400,000	800,000
	男女共同参画推進事業 (コムズフェスティバル)	令和5年2月3日～5日	760,000	1,511,777
今治市	菊間夏まつり	令和4年7月23日	630,000	1,250,000
	能島夢花火	令和4年8月14日	2,180,000	4,350,000
宇和島市	第56回うわじま牛鬼まつり	令和4年7月22日～24日	2,240,000	9,000,000
	つしま夏祭り	令和4年8月17日	1,740,000	3,800,000
	和楽器スペシャルライブ ～和楽器が織りなす名曲たち～	令和4年12月4日	870,000	1,724,399
	津島しらうお&産業まつり	令和5年1月29日	1,150,000	3,440,000
八幡浜市	第13回みなとオアシスSea 級グルメ全国大会in八幡浜	令和4年11月12日～13日	5,660,000	11,302,626
	及川浩治ピアノ・リサイタル	令和4年12月18日	340,000	963,149
新居浜市	にいはまわくわく春まつり	令和4年4月29日～5月5日	450,000	900,000
	全国お手玉遊び大会	令和5年2月19日	570,000	1,200,000
西条市	いしづち山麓SWEETライド	令和4年11月6日	1,250,000	4,572,448
	スノーカーニバルin石鎚	令和4年12月25日	500,000	1,000,000
	西条市うちぬきマラソン大会	令和5年1月9日	1,170,000	2,324,043
	西条市ちびっこ駅伝大会	令和5年1月15日	510,000	1,010,950
大洲市	ながはま赤橋夏まつり	令和4年8月6日	760,000	1,853,000

	第12回大洲産業フェスタ 2022	令和4年10月10日	2,370,000	5,000,000
	河辺ふれあいフェスタ 2022	令和4年10月30日	110,000	425,000
	大洲まつり	令和4年11月2日～3日	2,450,000	4,885,000
伊予市	「ほたるの里ふたみ」ほ たる祭り	令和4年6月4日	350,000	700,000
	双海の夏祭り	令和4年7月17日	630,000	1,250,000
	伊予彩まつり	令和4年7月30日・31日	2,430,000	4,855,000
	夕焼けプラットホームコ ンサート&しもなだ鱧ま つり	令和4年9月3日	500,000	985,000
	第35回なかやま栗まつり	令和4年9月23日	1,610,000	3,205,898
四国中央市	第15回書道パフォーマン ス甲子園	令和4年7月24日	6,000,000	15,076,000
西予市	奥地の海のかーにばる	令和4年8月13日	1,300,000	2,856,000
	乙亥大相撲	令和4年11月26日～27日	2,480,000	4,960,000
東温市	とうおんファミリーフェ スティバル	令和4年4月17日～令和 5年1月15日	1,640,000	3,280,000
	東温アートヴィレッジフ ェスティバル	令和4年8月6日～令和 5年3月15日	2,770,000	5,528,897
	第37回どてかぼちゃカー ニバル	令和4年9月11日	310,000	610,942
	第15回商工会産業まつり	令和4年10月2日	270,000	540,000
上島町	上島町スポーツ振興事業（愛 媛マンガリンハイレツ公式戦）	令和4年7月10日	220,000	433,843
	第35回かみじまふるさと 夜市	令和4年8月6日	160,000	632,000
	第6回かみじま音楽祭inゆ げ	令和4年12月18日～令和 5年1月14日	5,350,000	12,853,591
	上島町スポーツ振興事業 （上島町ゆめしま海道駅 伝大会）	令和5年1月5日	270,000	533,711
久万高原町	久万納涼まつり	令和4年8月13日	1,570,000	3,300,000
	第50回久万林業まつり	令和4年10月15日～16日	2,730,000	6,501,000
松前町	第2回松前町健康づくり フォーラム	令和4年10月1日	1,930,000	3,853,655

	第47回まさき文化祭	令和4年10月29日・30日	500,000	1,496,463
	第8回松前町産業まつり 「たわわ祭」	令和4年10月26日	3,570,000	7,589,483
砥部町	砥部焼トークサロン	令和4年6月29日	310,000	605,000
	令和4年度砥部町国際交流 サマースクール	令和4年8月6日～8日	450,000	900,000
	令和4年度ショパンピレ ッジフェスティバルin砥 部町	令和4年10月30日	850,000	1,700,000
	芸術文化フェスタ	令和4年11月3日～20日	670,000	1,328,157
	愛媛FC親子交流イベン ト	令和4年11月6日	130,000	250,000
	広田ふるさとフェスタ	令和4年11月6日	1,840,000	3,671,009
内子町	第63回内子笹まつり	令和4年8月6日～7日	990,000	2,000,000
	内子晩餐会	令和4年10月29日・30日	740,000	1,478,863
	大阪桐蔭高等学校吹奏楽 部特別演奏会	令和4年12月11日	860,000	1,717,969
松野町	松野町特産品販売促進事 業	令和4年7月1日～令和 5年3月26日	1,010,000	2,000,064
	森の国の夏祭り2022	令和4年8月13日	300,000	1,200,000
	第69回不器男忌俳句大会	令和5年2月19日	390,000	771,943
	まつの桃源郷マラソン大 会オンライン2023	令和5年3月25日～4月 2日	1,000,000	1,983,564
鬼北町	でちこんか2022代替イベ ント「みにこんか」～さ ようなら、広中体育館！ 50年間ありがとう！～	令和5年3月10日	2,910,000	5,803,187
愛南町	愛南マラニック～食と海 と太陽と～2022	令和4年8月28日	1,240,000	2,500,000
	水森かおりコンサート	令和5年3月5日	3,450,000	6,899,905
計 11市8町 58事業			80,410,000	178,459,953

(2) 情報セキュリティ監査助成事業

情報セキュリティ監査の助成については、次の5市に対し、総額3,840千円を助成した。

(単位：円)

団体名	助成額	団体支出額
松山市	750,000	1,496,000
今治市	650,000	1,298,000
宇和島市	990,000	1,980,000
西条市	720,000	1,430,000
四国中央市	730,000	1,452,000
合計	3,840,000	7,656,000

(3) メンタルヘルス対策事業助成金

4月22日 県・市町が連携して精神科医・保健師による相談体制を整備し、職員のメンタルヘルス対策の一層の充実強化を図るために実施する精神科医・保健師の共同設置をした愛媛県市町村職員共済組合に対して、2,500千円を助成した。

(4) 災害支援金

災害支援金については、該当なし。

4 市町職員等研修事業（定款第4条第1項第4号）

（1）愛媛県研修所での研修事業

- ① 4月5日 愛媛県研修所で実施している市町職員研修、能力開発研修及び県・市町職員合同研修に要する経費（6,440千円）の支払について愛媛県知事と「令和4年度市町職員研修に係る協定」の締結を行った。

<各講座は次のとおり>

【階層別研修】

- 県・市町中堅職員（年6回）
- 市町係長級研修（年3回）
- 市町課長級研修
- 部長級・次長級セミナー

【専門研修】

- 財政運営実務講座
- 危機管理講座
- アサーティブコミュニケーション講座

【県・市町合同研修】

- 行政法講座
- 民法講座
- 地方自治法講座（年2回）
- 法制執務講座
- 実践型地域政策づくり合宿
- 女性職員キャリアデザイン講座
- 政策法務講座
- 住民ニーズ調査実践講座
- 協働型フィールドワーク講座
- 問題発見・解決能力向上講座
- チームビルディング講座
- マネジメント能力講座
- タイムマネジメント講座
- 広報戦略とマスコミ対応講座
- コーチング講座
- 問題解決・発想力パワーアップ講座
- 文書力基礎講座
- レジリエンス向上講座
- 折衝力・交渉力講座
- EBPM実践力向上講座～RESAS活用～
- ファシリテーション講座
- 実践営業力講座
- 業務効率向上講座
- 経営分析基礎講座
- 文章力実践講座
- 情報分析・活用力向上講座～SWOT分析～
- 自治体法務検定受検コース
- 課題解決創造力・実践力向上講座

【出前講座】

- クレーム対応講座（年3回）

- ② 4月22日 令和4年度市町職員研修に係る協定書第2条の規程に基づき愛媛県研修所から提出のあった納入通知書により、1,744千円（上半期分）を支払った。

- ③ 10月24日 令和4年度市町職員研修に係る協定書第2条の規程に基づき愛媛県研修所から提出のあった納入通知書により、4,696千円（下半期分）を支払った。

- ④ 3月20日 同協定書第3条の規定に基づき提出のあった「令和4年度市町職員研修事業実績報告書」を受理し、実施内容について承認した。

区分	研修名	研修期間	研修終了者数	
階層別研修	県・市町中堅研修	第46期	R4.10.24～10.27	21
		第47期	R4.11.14～11.17	19
		第48期	R5.1.16～1.19	16
		第49期	R5.1.23～1.26	16
		第50期	R5.1.30～2.2	19
		第51期	R5.2.6～2.9	14
	市町係長級研修	第92期	R4.10.4～10.7	29
		第93期	R4.11.8～11.11	24
		第94期	R4.12.13～12.16	25
	市町課長級研修	第43期	R4.10.27～10.28	38
専門研修	財務運営実務講座		R4.9.26～9.27	14
	アサーティブコミュニケーション		R4.12.8～12.9	29
	危機管理（地震災害対策）講座		R5.2.14～2.15	25
ステージアップ研修（県・市町職員合同）	行政法講座		R4.9.13～9.14	8
	民法講座		R4.9.21～9.22	62
	地方自治法講座	第1回	R4.7.21～7.22	19
		第2回	R4.8.4～8.5	10
	法制執務講座		R4.10.19～10.20	73
	女性職員キャリアデザイン講座		R5.1.12～1.13	4
	政策法務講座		R4.8.2～8.3	6
	住民ニーズ調査実践講座		R4.8.8～8.10	5
	協働型フィールドワーク講座		R4.11.1～11.2	8
	問題発見・解決能力向上講座		R5.1.11～1.12	13
	チームビルディング講座		R4.10.18～10.19	6
	マネジメント能力講座		R4.11.17～11.18	11
	タイムマネジメント講座		R4.7.25～7.26	6
	広報戦略とマスコミ対応講座		R4.10.12～10.13	5
	コーチング講座		R4.10.31～11.1	6
	問題解決・発想力パワーアップ講座		R4.7.28～7.29	7
	文章力基礎講座		R5.1.10～1.11	12
	レジリエンス向上講座		R4.10.3～10.4	8
	折衝力・交渉力講座		R4.12.12～12.13	9
ファシリテーション講座		R4.11.29～11.30	6	

	実践営業力講座		R4.12.1～12.2	5
	業務効率向上講座		R4.7.19～7.20	6
	経営分析基礎講座		R4.11.21～11.22	12
	文章力実践講座		R4.8.30～8.31	13
	EBPM実践力向上講座～RESAS活用～		R4.9.29～9.30	8
	情報分析・活用力向上講座～SWOT分析～		R4.11.9～11.10	5
	自治体法務検定（政策法務）受験コース		R4.12.2	2
指導者養成研修	課題解決創造力・実践力向上講座		R4.6.20	13
出前講座	クレーム対応講座	(東予)	R4.8.23	18
		(中予)	R4.8.24	23
		(南予)	R4.8.25	23
その他	部長級・次長級セミナー		R4.10.14	10
計				711

(2) 市町職員研修事業

実施なし

(3) 市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）受講に係る助成

市町村職員中央研修所受講者への助成については、受講した次の9市3町1組合（55人）に対し、総額2,767,083円を助成した。

団体名	人数	助成額	団体名	人数	助成額
松山市	8	399,817	今治市	2	107,552
宇和島市	6	311,000	新居浜市	17	848,297
西条市	5	258,945	大洲市	5	244,000
伊予市	2	102,800	四国中央市	1	55,320
西予市	1	48,800	上島町	1	40,000
松前町	5	243,207	内子町	1	46,200
愛媛地方税 滞納整理機 構	1	61,145			
計	55人		2,767,083円		

《市町村職員中央研修所の各市町等・研修別内訳》

〈課程・科目別、団体別修了者数〉

課程	科目	団体名																					
		松山市	今治市	宇和島市	八幡浜市	新居浜市	西条市	大洲市	伊予市	四国中央市	西予市	東温市	上島町	久万高原町	松前町	砥部町	内子町	伊方町	松野町	鬼北町	愛南町	一組等	
専門実務	管理職必須知識講座 R4.5.11～13	1																					
	地域おこし協力隊及び集落支援員の初任者研修会 R4.5.16～18	1																					
	法令事務A(基礎)① R4.5.16～20				2																		
	広報の効果的実践① R4.5.23～31			1																			
	住民協働による地域づくり R4.6.6～10			1																			
	地域保健と住民の健康増進 R4.6.6～10													1									
	持続可能な地域づくりと環境保全 R4.6.13～17			1																			
	地域産業の振興 R4.6.13～17														1								
	行政のデジタル化の推進 R4.6.20～24			1		1									1								

専 門 実 務	組織のリスクマ ネジメント R4.10.11～13						2													
	国定資産税課税 事務（家屋） R4.10.11～21			1																
	公共交通とまち づくり R4.10.17～21	1				1														
	フォローシッ プによる組織づ くり R4.10.24～28	1																		
	生活保護と自立 支援対策 R4.10.24～28	1																		
	法令実務B（応 用） R4.11.7～17	1																		
	住民税課税事務 ③ R4.11.7～17					1														
	市町村税徴収事 務② R4.11.7～17																			1
	障がい者の福祉 の推進 R4.11.28～12.6			1																
	教育現場のDX R4.12.12～16					1								1						
	研修講師育成講 座（地方自治制 度） R5.1.17～25						1													
	災害に強い地域 づくりと危機管 理 R5.1.30～2.7	1										1								

専 門 実 務	広報の効果的実践② R5.1.30～2.7	1					1												
	政策企画 R5.1.30～2.7							1											
	観光戦略の実践 R5.2.13～17										1								
	職場のリーダー養成講座 R5.2.27～3.3					2		1											
	スポーツ行政の推進 R5.2.27～3.3							2											
	事業推進のためのデータ活用 R5.3.6～10					1													
	少子化社会への対応 R5.3.6～10										1								
特別 監査委員特別セミナー R4.4.20～21	1																		
計	8	2	6		17	5	5	2	1	1		1		5		1			1

※一組等……愛媛地方税滞納整理機構

(4) 全国市町村国際文化研修所（国際文化アカデミー）受講に係る助成

全国市町村国際文化研修所受講者への助成については、受講した次の9市5町3組合等（66人）に対し、総額1,976,394円を助成した。

団体名	人数	助成額	団体名	人数	助成額
松山市	2	73,600	今治市	13	390,702
宇和島市	3	84,650	新居浜市	11	348,752
西条市	8	256,750	伊予市	5	140,400
四国中央市	1	29,550	西予市	2	60,400
東温市	1	30,850	久万高原町	1	26,200
松前町	6	195,700	砥部町	1	55,950
内子町	1	29,550	愛南町	1	29,550
愛媛県市町 総合事務組 合	1	55,950	愛媛県町村 議会議長会	4	8,000
愛媛地方税 滞納整理機 構	5	159,840			
計			66人		1,976,394円

《全国市町村国際文化研修所の各市町等・研修別内訳》

〈課程・科目別、団体別修了者数〉

区分	科目	団体名																				
		松山市	今治市	宇和島市	八幡浜市	新居浜市	西条市	大洲市	伊予市	四国中央市	西予市	東温市	上島町	久万高原町	松前町	砥部町	内子町	伊方町	松野町	鬼北町	愛南町	一組等
政策・実務	地域おこし協力 隊員及び集落支 援員の初任者を 対象とした研修 会 R4.4.13～15		6						1												1	
	全国地域づくり 人材塾 R4.5.25～27									2												

政策・実務	提案を実現するための技法 R4.6.1～3								1											
	グリーンリカバリーと地域の産業政策～ドイツの事例を参考に～ R4.6.13～15				1															
	第1回自治体職員のためのデータ分析の基本 R4.6.27～29					2														
	定年延長とこれからの人事制度を考える～地方公務員の多様化する雇用形態への対応～ R4.6.29～7.1			1																
	固定資産税課税事務（家屋） R4.8.23～9.2														1					
	これからの子育て支援～安心して子育てができるまちを目指して～ R4.8.29～31														1					
	市町村の森林政策 R4.8.31～9.2														1					
	スポーツと地域の活性化 R4.9.5～7															1				
	第2回自治体におけるDXの推進 R4.9.12～14						1										1			

政 策 ・ 実 務	法令実務 B (応用) R4. 9. 27～10. 7																			1
	自治体の中小企業支援 R4. 9. 28～30									1										
	使用料等の債権回収 R4. 10. 3～7		1			1														
	海外の事例から学ぶ都市政策～都市の風格とアイデンティティはどのようにつくるのか～ R4. 10. 12～14		1																	
	地域からゼロカーボンを考える R4. 10. 12～14					1	1													
	住民の健康を考える～健康寿命を延ばすために～ R4. 10. 17～19					1														
	介護保険実務～制度と運用～ R4. 10. 24～28													1						
	滞納整理の実践と徴収マネジメント R4. 11. 7～11																			5
	自治体の内部統制と監査機能 R4. 11. 16～18		1																	
	地域公共交通の維持と確保に向けて R4. 11. 28～30						1													

	SDGs と地域づくりの新たな視点 R4. 11. 28～30	1																	
	JET プログラム国際交流員 (CIR) 中間研修 R4. 12. 7～9				1									1					
	図書館とまちづくり R5. 1. 10～12	1																	
	第 2 回災害発生時の市町村の対応 R5. 1. 16～20				1														
政	鳥獣被害と自治体の対応 R5. 1. 25～27				1														
実	地域おこし協力隊員ステップアップ研修 R5. 1. 30～31	1						1											
務	障がいのある人への自立支援 R5. 2. 6～10	1																	
	第 2 回自治体職員のためのデータ分析の基本～分析から政策展開へ～ R5. 2. 8～10				2	1													
	空き家対策～自治体の対処法～ R5. 2. 28～3. 2	1																	
幹 部 職 員	中堅職員リーダー研修 R4. 7. 13～15				1	1													

5 市町の振興に関する情報提供事業（定款第4条第1項第5号）

（1）令和4年度版「愛媛県市町要覧」の配布

3月31日 愛媛県市町振興課の編集により県内市町の行財政等の概況を掲載した「愛媛県市町要覧」（令和4年度版）を発行し、県内全市町及び関係団体へ配布した。

（2）市町振興のための資料の配付

県内市町財政健全化を図ることを目的として、次の冊子を一括購入し、県内全市町へ配付した。

3月27日 地方財政要覧－令和4年12月－

（3）地域づくり情報誌発行事業

- ① 4月1日 地域づくり情報誌発行事業に要する経費（3,894千円）について、公益財団法人えひめ地域活力創造センター理事長 大塚岩男と「令和4年度地域づくり情報誌発行事業」の委託契約を締結した。

なお、同委託契約第6条の規定に基づき15日付けで公益財団法人えひめ地域活力創造センター理事長 大塚岩男から提出された「令和4年度地域づくり情報誌発行事業計画書」を承認した。

◇ 「舞たうん」・発行回数 年3回 ・発行部数 各2,500部

県内各地で繰り広げられている「まちづくり・むらおこし」活動を紹介し、地域のまちづくり活動の情報発信と地域づくり活動者のネットワーク誌として、また、地域に根ざしたまちづくり情報誌として発行。

◇ 地域活性化イベントポータルサイト「マチイベ（仮称）」の制作運営

年間を通じ県内各地で繰り広げられる、地域イベントの最新情報を発信するWEBサイト等を制作運営することで、まちづくりの気運の醸成を図る。

- ② 11月2日 令和4年度地域づくり情報誌発行事業委託契約書第7条の規定に基づき11月1日付けで公益財団法人えひめ地域活力創造センター理事長から提出のあった「令和4年度地域づくり情報誌発行事業計画変更承認申請書」を受理し承認した。
- ③ 3月31日 令和4年度地域づくり情報誌発行事業委託契約書第10条の規定に基づき3月29日付けで公益財団法人えひめ地域活力創造センター理事長から提出のあった「令和4年度地域づくり情報誌発行事業委託料精算払請求書」を受理し3,894千円を支払った。

II その他事業について

1 市町関係団体等への助成及び寄附

(1) 愛媛県市長会・愛媛県町村会を經由して行う助成

① 一般財団法人地域活性化センター年会費に係る助成

6月3日 一般財団法人地域活性化センターの令和4年度年会費2,170千円に
充当するため、次のとおり助成した。

愛媛県市長会 1,540千円

愛媛県町村会 630千円

《参考》 『一般財団法人地域活性化センター』

〒107-0027 住所 東京都中央区日本橋2-3-4

日本橋プラザビル 13階

TEL 03(5202)6131 (代)

FAX 03(5202)0755

<http://www.chiiki-dukuri-hyakka.or.jp>

※ 活力あふれ、個性豊かな地域社会を実現するため、まちづくり、産
業・文化おこし等、地域活性化のための諸活動を支援、地域振興の推
進に寄与するため昭和60年に設立。

主な業務：地域活性化施策調査研究、地域活性化情報提供、コンサル
タント、研修・交流、地域産品・観光等振興、イベント関
連、ふるさと情報コーナーの運営等

② 愛媛県自転車新文化推進協会負担金に係る助成

8月3日 愛媛県自転車新文化推進協会の令和4年度負担金2,000千円として充当す
るため、次のとおり助成した。

愛媛県市長会 1,100千円

愛媛県町村会 900千円

《参考》 『愛媛県自転車新文化推進協会』

愛媛県企画振興部政策企画局自転車新文化推進課内

〒790-8570 住所 松山市一番町4丁目4-2

TEL 089(912)2234

FAX 089(921)2002

※ 自転車は「健康」、「生きがい」、「友情」を与えてくれるという
自転車新文化を普及・拡大し、もっと交流人口の拡大と地域活性化を
図るため平成28年に設立。

主な業務：自転車新文化の普及活動、市町のサイクリング大会や市町
間の広域連携施策への支援、自転車新文化のための環境整
備、調査研究、自転車関連産業の創出、自転車新文化推進
のための広報・プロモーション活動

③ 松山空港利用促進協議会負担金に係る助成

9月16日 松山空港利用促進協議会の令和4年度負担金1,000千円として充当するため、次のとおり助成した。

愛媛県市長会 500千円
愛媛県町村会 500千円

《参考》 『松山空港利用促進協議会』

愛媛県企画振興部地域振興局交通対策課内

〒790-8570 住所 松山市一番町4丁目4-2

TEL 089(912)2250

FAX 089(912)2249

※ 県民の利便性の向上を図るとともに、県勢の発展を期するため、松山空港における国内路線網の拡充及び松山空港の国際化、他空港との交流を積極的に推進するため、平成3年に設立。

④ 日本貿易振興機構（ジェトロ）愛媛貿易情報センター運営負担金に係る助成

3月22日 日本貿易振興機構（ジェトロ）愛媛貿易情報センターの令和4年度事業運営費2,462千円として充当するため、次のとおり助成した。

愛媛県市長会 2,327千円
愛媛県町村会 135千円

《参考》 『日本貿易振興機構（ジェトロ）愛媛貿易情報センター』

〒791-8057 住所 松山市大可賀2丁目1-28

「アイテムえひめ」内

TEL 089(952)0015

FAX 089(952)8588

※ 市場の国際化促進のため、海外経済情報の収集・提供、輸入促進、産業協力・技術交流の促進等事業実施のため、平成3年設立。（日本貿易振興会は、昭和33年7月25日設立。）

主な事業内容：講演会・セミナー等の開催、国内及び海外における見本市展示会事業、輸入促進事業、貿易相談事業、海外経済情報資料の収集、提供地方情報誌の発行等

(2) 地域医療学講座への寄附

10月7日 愛媛大学の地域医療学講座へ16,000千円を寄附した。

(3) その他

全国市町村振興協会関係資料の送付

「会報」を県関係団体へ回送した。

7月1日 会報6月号 (第112号)

9月28日 会報9月号 (第113号)

2月1日 会報1月号 (第114号)

2 市町村振興宝くじに係る広報宣伝事業

(1) 市町村振興宝くじ(サマージャンボ関係)

① 市町等へ発売についての周知

4月22日 県内全市町・関係団体に対して令和4年度サマージャンボ宝くじ発売概要の周知及びPRの推進について依頼した。

5月9日 サマージャンボ宝くじ及びハロウィンジャンボ宝くじの両宝くじ販売促進策として市町で「特設売場」の設置について照会を行い、次の2市が常設売店等での販売希望があった。

宇和島市 八幡浜市

5月11日 県内市町に対して全国市町村振興協会作成の市町村広報誌用PRデータを送付し、広報誌への掲載方依頼した。

6月22日 県内全市町・関係団体及び愛媛県市町振興課、各地方局・支局、県関係施設に対し、受託金融機関(みずほ銀行)作成のサマージャンボ宝くじPRポスターの掲示(ポスター到着～令和4年8月5日(金))方依頼した。

7月15日 県内全市町・関係団体に対して令和4年度クイックワン発売概要の周知及びPRの推進について依頼した。

7月27日 県内全市町・関係団体に対し、受託金融機関(みずほ銀行)作成のクイックワンPRポスターの掲示(ポスター到着～令和5年3月31日(金))方依頼した。

② 本協会における広告の実施

4月28日 啓発宣伝に伴い広告会社による入札を行い、「いよてつ総合企画」の宝くじ発売促進の企画に決定した。

SNS広告・webマーケティング

Twitter、facebookへの広告

LocationAD（特定エリアに対する広告）

デジタル・交通広告

松山市駅コンコース、まつちかタウンビジョン

伊予鉄道（市内電車）、ストリートビジョン

愛媛新聞

7月3日 掲載

③ 発売実績

【全国】

サマージャンボ

区 分	発売計画	発売実績額	前年度比較
サマージャンボ	72,000,000,000円	53,513,759,700円	1,409,952,600円
サマージャンボミニ	21,000,000,000円	13,131,796,200円	△1,641,036,000円
計	93,000,000,000円	66,645,555,900円	△231,083,400円

クイックワン（8月発売回号分）

区 分	発売計画	発売実績額	前年度比較
第11回	600,000,000円	700,394,700円	皆増
第12回	300,000,000円	248,845,600円	皆増
第13回	300,000,000円	195,328,000円	皆増
第14回	250,000,000円	121,200,400円	皆増
第15回	250,000,000円	150,200,700円	皆増
計	1,700,000,000円	1,415,969,400円	皆増

【愛媛県】

サマージャンボ

区 分	発売実績額	前年度比較	収益金配分額	前年度比較
ジャンボ	548,781,900円	1,010,100円	271,209,550円	42,444,146円
ミニ	155,325,600円	△20,845,200円	63,324,904円	△15,159,612円
計	704,107,500円	△19,835,100円	334,534,454円	27,284,534円

クイックワン（8月発売回数分）

区 分	発売実績額	前年度比較	収益金配分額	前年度比較
第11回	6,682,200円	皆増	3,842,338円	皆増
第12回	2,431,200円	皆増	1,177,749円	皆増
第13回	1,950,400円	皆増	883,434円	皆増
第14回	1,312,100円	皆増	423,279円	皆増
第15回	1,633,100円	皆増	609,022円	皆増
計	14,009,000円	皆増	6,935,822円	皆増

[広報宣伝]

令和4年度市町村振興宝くじ（サマージャンボ）発売概要

- 1 発 売 額 72,000,000,000円（24ユニット）
- 2 証 票 単 価 300円
- 3 発 売 場 所 全国の宝くじ売場
- 4 発 売 期 間 令和4年7月5日（火）～8月5日（金）
- 5 抽 せ ん 日 令和4年8月17日（水）
- 6 当 せ ん 金 支 払 期 間 令和4年8月22日（月）～令和5年8月21日（月）
- 7 当 せ ん 金 発売総額72,000,000,000円（24ユニット）

等 級	当せん金	本 数
1 等	500,000,000円	24本
1等の前後賞	100,000,000円	48本
1等の組違い賞	100,000円	2,376本
2 等	50,000円	2,400本
3 等	10,000円	240,000本
4 等	3,000円	2,400,000本
5 等	300円	24,000,000本

令和4年度市町村振興宝くじ（サマージャンボミニ）発売概要

- 1 発 売 額 21,000,000,000円（7ユニット）
- 2 証 票 単 価 300円
- 3 発 売 場 所 全国の宝くじ売場
- 4 発 売 期 間 令和4年7月5日（火）～8月5日（金）
- 5 抽 せ ん 日 令和4年8月17日（水）
- 6 当 せ ん 金 支 払 期 間 令和4年8月22日（月）～令和5年8月21日（月）
- 7 当 せ ん 金 発売総額21,000,000,000円（7ユニット）

等 級	当せん金	本 数
1 等	30,000,000円	28本
2 等	10,000円	700,000本
3 等	300円	7,000,000本

〔広報宣伝〕

インターネット専用全国自治宝くじ（クイックワン）（8月発売回数分）				
	第11回		第12回	
発売計画額	600,000,000円（2ユニット）		300,000,000円（3ユニット）	
証票単価	300円		200円	
等級	当せん金	本数	当せん金	本数
1等	10,000,000円	4本	1,000,000円	30本
2等	1,000,000円	20本	10,000円	300本
3等	10,000円	200本	5,000円	600本
4等	3,000円	1,000本	2,000円	1,350本
5等	2,000円	2,000本	1,000円	4,500本
6等	1,000円	3,000本	700円	9,000本
7等	700円	40,000本	500円	15,000本
8等	500円	100,000本	400円	45,000本
9等	300円	400,000本	200円	300,000本
	第13回		第14回	
発売計画額	300,000,000円（3ユニット）		250,000,000円（5ユニット）	
証票単価	200円		100円	
等級	当せん金	本数	当せん金	本数
1等	1,000,000円	30本	50,000円	200本
2等	10,000円	450本	1,000円	1,000本
3等	5,000円	2,100本	500円	15,000本
4等	500円	60,000本	300円	30,000本
5等	200円	300,000本	200円	50,000本
6等			100円	750,000本
	第15回			
発売計画額	250,000,000円（5ユニット）			
証票単価	100円			
等級	当せん金	本数		
1等	100,000円	100本		
2等	500円	55,000本		
3等	100円	750,000本		

④ 交付金の受入・基金積立状況

交付金については、「愛媛県ふるさと振興資金交付要綱」に基づき申請し、次表のとおり受け入れた。

交付金のうち全国市町村振興協会へ10%相当額を納付、基金充当事業(18,000千円)を除く残額を基金として積み立てた。

(単位：円)

愛媛県交付金			全国協会 納付額 ②	基金充 当事業 ③	本協会 積立額 ①－②－③
種 類	受入 年月日	金額 ①			
収益金(確定)		334,534,454	33,453,445	18,000,000	283,081,009
ジャンボ	R4.10.28	(271,209,550)	(27,120,955)	(18,000,000)	(226,088,595)
ミニ		(63,324,904)	(6,332,490)		(56,992,414)
クイックワン	R4.11.29	6,935,822	693,579		6,242,243
時効金		14,238,883	1,423,888		12,814,995
ジャンボ	R4.11.29	(11,405,793)	(1,140,579)		(10,265,214)
ミニ		(2,833,090)	(283,309)		(2,549,781)
計		355,709,159	35,570,912	18,000,000	302,138,247
前年度比較		22,913,854	2,291,383	△100,000,000	120,622,471

(2) 新市町村振興宝くじ(ハロウィンジャンボ関係)

① 市町等へ発売についての周知

8月1日 県内全市町・関係団体に対して令和4年度ハロウィンジャンボ宝くじの発売概要の周知及びPRの推進について依頼した

8月3日 県内市町に対して全国市町村振興協会作成の市町村広報誌用PRデータを送付し、広報誌への掲載方依頼した。

8月24日 県内全市町・関係団体及び愛媛縣市町振興課、各地方局・支局、県関係施設に対し、受託金融機関(みずほ銀行)作成のPRポスターの掲示(ポスター到着～令和4年10月21日(金))方依頼した。

② 本協会における広告の実施

S N S 広告・w e b マーケティング

Twitter、facebook への広告

LocationAD（特定エリアに対する広告）

デジタル・交通広告

松山市駅コンコース、まつちかタウンビジョン

伊予鉄道（市内電車）、ストリートビジョン

愛媛新聞

9月19日 掲載

③ 発売実績

【全 国】

ハロウィンジャンボ

区 分	発売計画	発売実績額	前年度比較
ジャンボ	33,000,000,000円	27,799,839,000円	△346,089,900円
ミニ	15,000,000,000円	9,356,904,000円	△495,572,400円
計	48,000,000,000円	37,156,743,000円	△841,662,300円

クイックワン（9月発売回号分）

区 分	発売計画	発売実績額	前年度比較
第16回	600,000,000円	470,070,300円	皆増
第17回	300,000,000円	292,196,000円	皆増
第18回	300,000,000円	185,704,400円	皆増
第19回	250,000,000円	93,634,600円	皆増
第20回	250,000,000円	89,249,400円	皆増
計	1,700,000,000円	1,130,854,700円	皆増

【愛媛県】

ハロウィンジャンボ

区 分	発売実績額	前年度比較	収益金配分額	前年度比較
ジャンボ	307,987,500円	2,313,000円	145,222,227円	△14,868,167円
ミニ	114,780,300円	△5,888,100円	49,843,048円	792,575円
計	422,767,800円	△3,575,100円	195,065,275円	△14,075,592円

クイックワン（9月発売回号分）

区 分	発売実績額	前年度比較	収益金配分額	前年度比較
第16回	4,364,700円	皆増	2,416,579円	皆増
第17回	2,853,600円	皆増	1,458,050円	皆増
第18回	1,711,000円	皆増	796,561円	皆増
第19回	978,000円	皆増	239,870円	皆増
第20回	934,900円	皆増	210,241円	皆増
計	10,842,200円	皆増	5,121,301円	皆増

[広報宣伝]

令和4年度新市町村振興宝くじ（ハロウィンジャンボ）発売概要

- 1 発 売 額 33,000,000,000円（11ユニット）
- 2 証 票 単 価 300円
- 3 発 売 場 所 全国の宝くじ売場
- 4 発 売 期 間 令和4年9月21日（水）～10月21日（金）
- 5 抽 せ ん 日 令和4年10月28日（金）
- 6 当 せ ん 金 令和4年11月2日（水）～令和5年11月1日（水）
- 7 支 払 期 間
- 7 当 せ ん 金 発売総額33,000,000,000円（11ユニット）

等 級	当せん金	本 数
1 等	300,000,000円	11本
1等の前後賞	100,000,000円	22本
1等の組違い賞	100,000円	1,089本
2 等	10,000,000円	22本
3 等	1,000,000円	1,100本
4 等	10,000円	220,000本
5 等	3,000円	1,100,000本
6 等	300円	11,000,000本

令和4年度新市町村振興宝くじ（ハロウィンジャンボミニ）発売概要

- 1 発 売 額 15,000,000,000円（5ユニット）
- 2 証 票 単 価 300円
- 3 発 売 場 所 全国の宝くじ売場
- 4 発 売 期 間 令和4年9月21日（水）～10月21日（金）
- 5 抽 せ ん 日 令和4年10月28日（金）
- 6 当 せ ん 金 令和4年11月2日（水）～令和5年11月1日（水）
- 7 支 払 期 間
- 7 当 せ ん 金 発売総額15,000,000,000円（5ユニット）

等 級	当せん金	本 数
1 等	30,000,000円	20本
1等の前後賞	10,000,000円	40本
2 等	1,000,000円	500本
3 等	10,000円	250,000本
4 等	3,000円	500,000本
5 等	300円	5,000,000本

〔広報宣伝〕

インターネット専用全国自治宝くじ（クイックワン）（9月発売回数分）				
	第16回		第17回	
発売計画額	600,000,000円（2ユニット）		300,000,000円（3ユニット）	
証票単価	300円		200円	
等級	当せん金	本数	当せん金	本数
1等	10,000,000円	4本	3,000,000円	9本
2等	1,000,000円	20本	10,000円	750本
3等	10,000円	200本	5,000円	2,100本
4等	3,000円	1,000本	500円	60,000本
5等	2,000円	2,000本	200円	300,000本
6等	1,000円	3,000本		
7等	700円	40,000本		
8等	500円	100,000本		
9等	300円	400,000本		
	第18回		第19回	
発売計画額	300,000,000円（3ユニット）		250,000,000円（5ユニット）	
証票単価	200円		100円	
等級	当せん金	本数	当せん金	本数
1等	1,000,000円	30本	50,000円	200本
2等	10,000円	300本	1,000円	1,000本
3等	5,000円	600本	500円	15,000本
4等	2,000円	1,350本	300円	30,000本
5等	1,000円	4,500本	200円	50,000本
6等	700円	9,000本	100円	750,000本
7等	500円	15,000本		
8等	400円	45,000本		
9等	200円	300,000本		

第20回		
発売計画額	250,000,000円(5ユニット)	
証票単価	100円	
等級	当せん金	本数
1等	50,000円	200本
2等	1,000円	1,000本
3等	500円	15,000本
4等	300円	30,000本
5等	200円	50,000本
6等	100円	750,000本

④ 交付金の受入・基金積立状況

交付金については、「愛媛県ふるさと振興資金交付金交付要綱」に基づき申請し、次表のとおり受け入れた。

2月17日 市町交付金交付細則に基づき、206,855,364円を交付した。

(単位：円)

愛媛県交付金等			市町交付金	
種類	受入年月日	金額	交付年月日	交付金額
ハロウィン 収益金(確定)	R4.12.28	195,065,275	R5.2.17	206,855,364
ハロウィン 時効金	R5.2.17	6,665,366		
クイックワン(9月) 収益金(確定)	R4.12.28	5,121,301		
小計		206,851,942		
前年度繰越		0		
利息		3,422		
小計		3,422		
合計		206,855,364	計	206,855,364
前年度比較		△20,842,153		

(3) 宝くじ公式サイトでのインターネット販売PR助成関係

① 広報誌の広告掲載

5月20日 令和4年度も宝くじ公式サイトでのインターネット販売について、さらなるサイトの会員数及び売上の増加に向けた広報を行う市町村に対して、広報経費の一助となるよう補助金を交付し、市町村振興宝くじの売上向上に繋げることを目的に一般財団法人全国市町村振興協会がみずほ銀行の協力を得て行うもので、県内各市町へ広報誌掲載及びイベントPRの協力を依頼した。

6月14日 宝くじ公式サイトでのインターネット販売PR補助金に対して、下記市町から申請があった。

市町名	広報誌	バナー
宇和島市	1回	1箇月
八幡浜市	1回	1箇月
伊予市	1回	
四国中央市	1回	1箇月
上島町	1回	5箇月
松前町	1回	1箇月
砥部町	2回	2箇月

8月1日 宝くじ公式サイトでのインターネット販売PR補助金申請のあった市町（4市3町）に対し交付決定通知を行った。

公式サイトでのインターネット販売PR補助金の決定通知のあった、下記市町に対し補助金を送金した。

市町名	広報誌	バナー	補助金額
宇和島市	10月号	11/1～11/30	40,000円
八幡浜市	10月号	10/1～10/31	30,000円
伊予市	8月号		15,000円
四国中央市	12月号	10/1～10/31	40,000円
上島町	8月号	8/1～12/31	30,000円
松前町	9月号	9/1～9/30	30,000円
砥部町	8月号 9月号	8/1～9/30	30,000円
合計	4市3町		215,000円

III 総務関係

1 会議関係

(1) 本協会関係等

① 理事会

第1回臨時理事会

5月6日 評議員会の招集の決議については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条及び本協会定款第33条第2項の規定に基づき理事会の決議の省略を行い、理事及び監事の全員から同意を得て、令和4年5月6日決議があったものとみなされた。

(議案)

第1号議案 令和4年度第1回臨時評議員会の招集について

第1回定例理事会

5月25日 「愛媛県自治会館」(松山市)において開催した。会議では、次の議案について審議され、原案のとおり決定又は承認された。

また、職務執行状況について報告するとともに、令和4年度サマージャンボ宝くじの発売計画について説明し、了承された。

(議案)

第1号議案 令和3年度事業報告について

第2号議案 令和3年度決算報告について

第3号議案 令和4年度定時評議員会の開催について

(報告)

第1号報告 職務執行状況について

第2回臨時理事会

6月28日 任期満了に伴う代表理事の選定の決議については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条及び本協会定款第33条第2項の規定に基づき理事会の決議の省略を行い、理事全員から同意、監事の全員から異議ない旨の意思表示を得て、令和4年6月28日に決議があったものとみなされた。

(議案)

第1号議案 理事長の選定について

佐川 秀紀(砥部町長)

第2号議案 常務理事の選定について

渡部 明忠(愛媛県町村会事務局長)

第2回定例理事会

3月9日 「愛媛県自治会館」（松山市）において開催した。会議では、次の議案について審議され、原案のとおり決定又は承認された。

また、職務執行状況について報告し了承された。

（議案）

第1号議案 令和5年度事業計画について

第2号議案 令和5年度収支予算について

第3号議案 事務局長の任免について

第4号議案 令和4年度第2回臨時評議員会の開催について

（報告）

第1号報告 職務執行状況について

② 評議員会

令和4年度第1回臨時評議員会

6月3日 評議員（1名）の辞任に伴う補欠選任について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第1項の規定に基づき、評議員の全員から同意を得て、令和4年6月3日に決議があったものとみなされた。

（議案）

第1号議案 評議員の辞任に伴う補欠選任について

評議員 谷本 勝俊（伊予市議会議長）

令和4年度定時評議員会

6月28日 「愛媛県自治会館」（松山市）において開催した。会議では、次の議案について審議され、原案のとおり承認又は決定された。

（議案）

第1号議案 令和3年度事業報告及び決算の承認について

第2号議案 理事の任期満了に伴う選任について

理事 武智 邦典（伊予市長）

理事 渡部 克彦（松山市議会議長）

理事 佐川 秀紀（砥部町長）

理事 西岡 利昌（砥部町議会議長）

理事 新井 英夫（松山大学学長）

理事 渡部 明忠（愛媛県町村会事務局長）

令和4年度第2回臨時評議員会

3月27日 「愛媛県自治会館」において開催した。会議では、次の議案について審議され、原案のとおり承認又は決定された。

(議 案)

第1号議案 令和5年度事業計画の承認について

第2号議案 令和5年度収支予算の承認について

第3号議案 理事の辞任に伴う補欠選任について

理事 向井 政明 (愛媛県町村会次長) 4月1日付け

③ 令和3年度資産状況等の監査

5月20日 「愛媛県自治会館」(松山市)において、令和3年度の業務及び資産の状況並びに収支決算について、森監事、武智監事及び酒井監事の監査を受けた。

なお、監査に先立って5月16日、県市町振興課 米田行政係長、同課 上山主事から事務監査を受けた。

④ 令和4年度事業等事務説明会

5月2日 「NOSA I えひめ」(松山市)において各市町から事務担当者14人の出席があり開催した。主催者あいさつの後、本協会の概要及び事業内容等を周知した。

- 1 市町村振興宝くじ(サマージャンボ)及び新市町村振興宝くじ(ハロウィンジャンボ)のPRの協力について
- 2 基金交付金について
- 3 市町交付金について
- 4 貸付事業について
- 5 市町振興に伴うイベント等開催に係る助成について
- 6 市町村職員中央研修所(市町村アカデミー)受講に係る助成について
- 7 全国市町村国際文化研修所(国際文化アカデミー)受講に係る助成について
- 8 情報セキュリティ監査助成について
- 9 本会主催の研修会等について
- 10 その他
 - ① 市町の年会費等に対する助成
 - ② 情報誌「えひめイベントBOX」及び「舞たうん」
 - ③ 「愛媛県市町要覧」
- 11 質疑

(2) 全国協会関係等

① 全国市町村振興協会定時評議員会

6月27日 全国都市会館（東京都）において開催され、渡部常務理事兼事務局長が四国選出の評議員として出席した。議案及び報告事項は次のとおり。

〔議案報告事項〕

- 議案第1号 令和3年度決算報告書
- 議案第2号 「公益目的支出計画」実施報告書
- 議案第3号 一般財団法人全国市町村振興協会評議員の選任
- 議案第4号 一般財団法人全国市町村振興協会理事及び監事の選任
- 議案第5号 一般財団法人全国市町村振興協会定款の変更
令和3年度事業報告書

② 全国市町村振興協会事務局長会議

7月6日 全国都市会館において開催され、田窪出納役が出席した。会議次第は次のとおり。

〔会議次第〕

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 報告事項
 - ・令和3年度事業報告書について
 - ・令和3年度決算報告書について
 - ・「公益目的支出計画」実施報告書について
 - ・一般財団法人全国市町村振興協会評議員及び役員の人事について
 - ・一般財団法人全国市町村振興協会定款の変更（主たる事務所の移転）について
 - ・その他
- 4 都道府県市町村振興協会職員永年勤続表彰
- 5 講演
「自治体DX推進の取組みについて」
HIRO研究所代表 廣川 聡美 氏
- 6 閉会

③ 全国市町村振興協会事務局長会議

3月17日 全国都市会館において開催され、渡部常務理事兼事務局長及び担当職員が出席した。会議次第は次のとおり。

〔会議次第〕

- 1 開会
- 2 理事長あいさつ

- 3 報告事項
 - ・令和5年度事業計画書について
 - ・令和5年度収支予算書について
 - ・（公財）全国市町村研修財団令和5年度研修計画について
- 4 講演

「地方行財政の課題」

総務省総務審議官 内藤 尚志 氏
- 5 閉会

(3) その他会議

① 四国四縣市町村振興協会事務連絡会議

12月16日 香川県自治会館（香川県）において開催され、渡部常務理事兼事務局長及び担当職員が出席した。

会議には、全国市町村振興協会から菅野業務部長及び西川主幹、市町村研修財団から本庄事務局長、香川県政策部自治振興課から松葉課長及び田中課長補佐が出席。四国四県から事務局長及び事務担当者の13人が参集した。会議次第等は次のとおり。

〔会議次第〕

- 1 開会
- 2 挨拶
 - 地元県市町振興協会
 - 全国市町村振興協会
 - 全国市町村研修財団
 - 香川県政策部自治振興課
- 3 事業説明
 - 全国市町村振興協会
 - 全国市町村研修財団
- 4 議事
 - ・各県提出議題の審議
 - クイックワン（ハロウィン）の交付金の市町村配分について（徳島県）
 - 債券運用について（徳島県）
 - 今後の協会運営における収支見通しについて（高知県）
 - 宝くじ公式サイトでのインターネット販売PR補助金の拡大について
(香川県)
 - ・次期開催県の決定について
 - 徳島県
 - ・その他
- 5 閉会

2 役員の変動状況

(1) 理事の就任・辞任

任期：令和2年6月25日～令和4年度定時評議員会の終結の時

氏名	役職名	就任年月日	退任年月日
武智 邦典	伊予市長	令和3年6月28日	令和4年6月28日
若江 進	松山市議会議員	令和2年8月28日	令和4年6月2日
佐川 秀紀	砥部町長	令和3年3月31日	令和4年6月28日
西岡 利昌	砥部町議会議員	令和3年6月28日	令和4年6月28日
松浦 一悦	松山大学経済学部教授	令和2年6月25日	令和4年6月28日
渡部 明忠	愛媛県町村会事務局長	令和2年6月25日	令和4年6月28日

任期：令和4年6月28日～令和6年度定時評議員会の終結の時

氏名	役職名	就任年月日	退任年月日
武智 邦典	伊予市長	令和4年6月28日	
渡部 克彦	松山市議会議員	令和4年6月28日	
佐川 秀紀	砥部町長	令和4年6月28日	
西岡 利昌	砥部町議会議員	令和4年6月28日	
新井 英夫	松山大学学長	令和4年6月28日	
渡部 明忠	愛媛県町村会事務局長	令和4年6月28日	令和5年3月31日

(2) 代表理事の就任・辞任

理事長（令和2年6月25日～令和4年6月28日 任期満了）

氏名	役職名	就任年月日	退任年月日
佐川 秀紀	砥部町長	令和3年3月31日	令和4年6月28日

理事長（令和4年6月28日～令和6年度定時評議員会の終結の時）

氏名	役職名	就任年月日	退任年月日
佐川 秀紀	砥部町長	令和4年6月28日	

常務理事（令和2年6月25日～令和4年6月28日 任期満了）

氏名	役職名	就任年月日	退任年月日
渡部 明忠	愛媛県町村会事務局長	令和2年6月25日	令和4年6月28日

常務理事（令和4年6月28日～令和6年度定時評議員会の終結の時）

氏名	役職名	就任年月日	退任年月日
渡部 明忠	愛媛県町村会事務局長	令和4年6月28日	令和5年3月31日

(3) 監事の就任・辞任

任期：令和2年6月25日～令和6年度定時評議員会の終結の時

氏名	役職名	就任年月日	退任年月日
森 佑布	愛媛県市町振興課長	令和3年4月30日	令和5年3月31日

(4) 評議員の就任・辞任

任期：令和2年6月25日～令和6年度定時評議員会の終結の時

氏名	役職名	就任年月日	退任年月日
安川 哲生	大洲市議会議長	令和3年6月28日	令和4年4月14日
谷本 勝俊	伊予市議会議長	令和4年6月3日	
本多 幸雄	愛南町議会事務局長	令和4年4月1日	

3 その他

(1) 事業報告書等の報告

6月28日 「令和3年度事業報告書」及び「令和3年度決算報告書」を知事あて報告した。

(2) 本協会役員及び評議員の変更報告

8月3日 評議員の辞任、就任に伴う変更及び理事の任期満了に伴う理事及び代表理事の変更に伴う登記が完了し知事あて報告した。

(3) 事業計画等の送付

3月30日 「令和5年度事業計画」及び「令和5年度収支予算書」を知事あて報告した。

IV 基金積立状況

1 サマージャンボ宝くじ及びクイックワン8月発売回数分に係る交付金

・前年度末基金積立額	4, 344, 649, 688円	……	A
・本年度基金積立額	2, 379, 054, 247円	……	B
県交付金	(302,138,247)		
償還金	(2,076,916,000)		
・本年度貸付金等として取崩額	1, 479, 244, 424円	……	C
長期貸付金	(1,148,900,000)		
基金交付金	(233,272,000)		
助成事業	(97,072,424)		
・差引基金積立額 (A + B - C)	5, 244, 459, 511円		

【管理方法】

伊予銀行譲渡性預金	100,000,000円
伊予銀行譲渡性預金	234,877,000円
伊予銀行譲渡性預金	2,339,081,602円
伊予銀行スーパー定期	2,170,000円
愛媛銀行譲渡性預金	1,000,000,000円
愛媛銀行譲渡性預金	670,550,909円
第333回利付国債(10年)	100,000,000円
第152回利付国債(20年)	99,950,000円
三井住友信託銀行(特約付自由金利)	100,000,000円
東京電力パワーグリッド(株)第45回社債(10年)	100,000,000円
東京電力パワーグリッド(株)第46回社債(15年)	100,000,000円
九州電力(株)第492回社債(20年)	100,000,000円
関西電力(株)第544回社債(10年)	99,740,000円
ソフトバンク(株)第16回社債(10年)	98,825,000円
武田薬品工業(株)第16回社債(10年)	99,265,000円

2 ハロウィンジャンボ宝くじ及びクイックワン9月発売回数分に係る交付金

・前年度末基金積立額	0円	……	A
・収入	206, 855, 364円	……	B
県交付金	(206,851,942)		
受取利息	(3,422)		
・支出			
市町交付金	206, 855, 364円	……	C
・差引基金積立額 (A + B - C)	0円		

【管理方法】

伊予銀行普通預金	0円
----------	----

V 参考資料

1 各種要領等

(1) 市町振興に伴うイベント等助成金交付要領

1 趣 旨

公益財団法人愛媛県市町振興協会（以下「協会」という。）は、県内市町の振興に伴う事業の一助として、市町が地域活性化につながるイベント及びシンポジウム、フォーラム、サミット等（以下「イベント等」という。）の開催に要する経費を助成する。

2 助成の対象

助成の対象となるイベント等は、次のいずれにも該当するものとする。

なお、当該事業が計画どおり終了したイベントに限るものとし、理由の如何にかかわらず、中止の場合は対象としない。

(1) 市町または当該事業を実施する民間団体に補助する市町に対して助成する。

民間団体とは ① 地域の自治会等

② 商工、農・林・漁業協同組合等の産業経済団体

③ 文化協会、体育協会等の文化スポーツ団体

④ 地域づくり団体、実行委員会、協議会等

⑤ その他市町が認める団体

(2) 市町の振興、活性化につながることを目的としたものとする。

(3) 営利は目的としないことを原則とする。

3 助成金額

(1) 助成限度額は、1市町600万円とする。

(2) 協会は、1イベント等につき市町が20万円以上支出した額の2分の1で600万円を限度として助成する。ただし、当該事業の収支決算において不用額（繰越額）が生じた場合は、市町が支出した額から当該不用額を減額した額の2分の1を助成する。

なお、助成金に1万円未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

(3) 上記(2)により計算された額が10万円未満の場合は助成しない。

[助成金]

1事業当たり 10万円～600万円

内訳	事業費	助成限度額
	20万円以上1,200万円未満	イベント等に市町が支出した額の2分の1
	1,200万円以上	600万円

4 助成金の交付申請

助成金の交付を申請する市町は、事業を実施する2週間前までに協会に交付申請書（様式第1号）を提出するものとする。

5 助成金の交付決定

協会は、交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、当該市町に通知するものとする。

6 助成金の変更交付申請

市町は、助成金の交付決定を受けたイベント等について、助成金の額が変更となる場合、あらかじめ協会に変更交付申請書（様式第2号）を提出するものとする。

7 助成金の変更交付決定

協会は、変更交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、当該市町に通知するものとする。

8 助成金の請求及び実績報告

市町が助成金を請求するときは、当該事業終了後、1箇月以内に助成金交付請求書（様式第3号）及び実績報告書（様式第4号）、また、事業に関する書類を添えて協会に提出しなければならない。

9 助成金の交付

協会が前項の書類を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金を当該市町に交付するものとする。

10 記録報告書の提出

市町及び当該市町から補助の交付を受けた民間団体は、シンポジウム、フォーラム、サミットについては、終了後、速やかに「記録報告書」を作成し、協会に提出するものとする。

11 その他

この要領に規定するもののほか必要な事項は、理事長がその都度定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(2) 市町村職員中央研修所受講者助成金交付要領

1 趣 旨

公益財団法人愛媛県市町振興協会（以下「協会」という。）は、市町（一部事務組合を含む。）職員等の能力の向上を図ることを目的として、市町職員等が、市町村職員中央研修所で受講した場合に市町に対して、予算の範囲内で、その経費の一部を助成する。

2 助成金額

(1) 受講経費助成金

助成金は、市町が市町村職員中央研修所に納入した研修受講経費の金額とする。

(2) 旅費助成金

研修参加に伴う旅費として、1人当たり40,000円を助成する。

3 助成金の交付申請

助成金の交付を申請する市町は、協会に交付申請書（別記様式）を提出するものとする。

なお、この交付申請書は、当該受講者の研修終了後に行うものとし、申請書には、市町村職員中央研修所から交付される修了証書の写（特別セミナーの受講者は除く。）を添付するものとする。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(3) 全国市町村国際文化研修所受講者助成金交付要領

1 趣 旨

公益財団法人愛媛県市町振興協会（以下「協会」という。）は、市町（一部事務組合を含む。）職員等の国際化対応能力の向上を図ることを目的として、市町職員等が、全国市町村国際文化研修所で受講した場合に市町に対して、予算の範囲内で、その経費の一部を助成する。

2 助成金額

(1) 受講経費助成金

助成金は、市町が全国市町村国際文化研修所に納入した研修受講経費の金額（ただし、海外研修費を除く。）とする。

(2) 旅費助成金

研修参加に伴う旅費として、1人当たり20,000円を助成する。

ただし、e-learning等の旅費を伴わない研修については助成しない。

3 助成金の交付申請

助成金の交付を申請する市町は、協会に交付申請書(様式第1号)を提出するものとする。

なお、この交付申請書は、当該受講者の研修終了後に行うものとし、申請書には、全国市町村国際文化研修所から交付される修了証書の写又は受講証明書の写（特別セミナーの受講者は除く。）を添付するものとする。

また、短期間の研修により修了証書及び受講証明書が発行されない場合については、受講証明書発行依頼書（様式第2号）でもって、当該市町から全国市町村国際文化研修所に依頼するものとする。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(4) 情報セキュリティ監査助成金交付要領

1 趣 旨

公益財団法人愛媛県市町振興協会（以下「協会」という。）は、行政手続のオンライン化など電子自治体構築に向けた支援として、各市町が個人情報を含む各種情報資産及び情報システムの適切な運用管理を徹底するために実施する情報セキュリティ対策及び情報漏洩対策に対して必要な経費の助成を行う。

2 助成の対象

助成の対象は、各市町で運用管理している情報システムのセキュリティ及び情報漏洩対策を点検・評価し改善していくために、各市町が外部監査機関に委託して実施する「情報セキュリティ監査」に要する経費とする。

3 助成金額

協会は、予算の範囲内において、1市町につき100万円を限度として「情報セキュリティ監査」実施に必要な経費の2分の1を助成する。ただし、助成金に1万円未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

4 助成金の交付申請

助成金の交付を申請する市町は、監査を実施する1月前までに協会に交付申請書（様式第1号）を提出するものとする。

5 助成金の交付決定

協会は、交付申請書を受理した場合は、その内容を県と協議のうえ審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、当該市町に通知するものとする。

6 助成金の請求及び実績報告

助成金の交付決定を受けた市町が、助成金を請求するときは、監査終了後、助成金交付請求書（様式第2号）及び実績報告書（様式第3号）を協会に提出しなければならない。

7 助成金の交付

協会は、前項の書類を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金を当該市町に交付するものとする。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(5) 市町関係団体研修事業等助成金交付要領

1 趣 旨

公益財団法人愛媛県市町振興協会（以下「協会」という。）は、市町の振興を積極的に図ることを目的として、愛媛県市長会、愛媛県町村会、愛媛県市議会議長会及び愛媛県町村議会議長会（以下「関係団体」という。）が研修事業等を実施する場合に、その実施に要する経費を助成する。

2 助成の対象

助成の対象となる事業は、次のとおりとする。

- ① 市町の振興を図るための研修事業
- ② その他協会が助成金の交付の趣旨を達成するため特に必要と認める事業

3 助成金額

助成金は、予算の範囲内において、助成対象事業の実施に要する経費の10分の10以内とし、1団体当たり総額100万円を限度とする。

4 助成金の交付申請

助成金の交付を申請する関係団体は、助成金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、協会に提出するものとする。

5 助成金の交付決定

協会は、交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金の交付を決定し、当該団体に通知するものとする。

6 助成金の変更交付申請

関係団体は、助成金の交付決定を受けた研修事業等について、助成金の額が変更となる場合、あらかじめ協会に変更交付申請書（様式第2号）を提出するものとする。

7 助成金の変更交付決定

協会は、変更交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金の交付を決定し、当該関係団体に通知するものとする。

8 助成金の請求及び実績報告

助成金の交付決定を受けた関係団体が、助成金を請求するときは、助成金交付請求書（様式第3号）及び実績報告書（様式第4号）を関係書類を添えて、協会に提出しなければならない。

9 助成金の交付

協会は、前項の書類を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金を関係団体に交付するものとする。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(6) 公益財団法人愛媛県市町振興協会基金交付金交付規程

平成 19 年 2 月 20 日 制 定 (規程第 1 号)

平成 20 年 2 月 19 日 一部改正 (規程第 3 号)

平成 24 年 3 月 29 日 一部改正 (規程第 1 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公益財団法人愛媛県市町振興協会（以下「協会」という。）が、市町村振興宝くじの収益金をもって愛媛県が協会に交付する愛媛県交付金を積み立てる基金積立金を財源として、市町に交付する交付金について、必要な事項を定めるものとする。

(交付金の名称)

第 2 条 交付金の名称は、「基金交付金」とする。

(基金交付金の額)

第 3 条 基金交付金の額は毎年度 2 億円と市町村振興宝くじに係る収益金等をもって愛媛県が協会に交付する前年度の交付金額の 100 分の 10 に相当する額との合計額を上限とし、当該年度の収支予算でこれを定める。

(市町への配分基準)

第 4 条 基金交付金の市町への配分については、公益財団法人愛媛県市町振興協会市町交付金配分基準に定めるところにより算出する。ただし、人口については、前年度末日現在の住民基本台帳人口を適用する。

(基金交付金の対象事業)

第 5 条 基金交付金の対象となる事業は、地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 32 条に規定する事業で、市町が必要とするものとする。

(会計処理)

第 6 条 協会は、基金交付金について公益目的事業会計において経理するものとし、収支予算に計上するものとする。

(基金交付金を受けた市町の報告)

第 7 条 基金交付金の交付を受けた市町は、その用途について協会に報告するものとする。

(補則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則 (平成 19 年規程第 1 号)

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年規程第 3 号)

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年規程第 1 号)

この規程は、公益財団法人愛媛県市町振興協会の移行の登記の日から施行する。

公益財団法人愛媛県市町振興協会基金交付金交付細則

平成 19 年 2 月 20 日 制 定 (細則第 1 号)

平成 24 年 3 月 30 日 一部改正 (細則第 1 号)

平成 30 年 2 月 2 日 一部改正 (細則第 2 号)

(趣旨)

第 1 条 この細則は、公益財団法人愛媛県市町振興協会基金交付金交付規程（以下「規程」という。）第 8 条の規定に基づき、公益財団法人愛媛県市町振興協会（以下「協会」という。）が市町に交付する基金交付金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付の単位)

第 2 条 基金交付金（均等割額及び人口割額の合計額）の単位は、千円単位とし、千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(基金交付金の交付時期)

第 3 条 協会は、基金交付金を当該年度の 6 月 30 日までに市町に交付するものとする。

(交付決定の通知)

第 4 条 協会は、交付金額を決定したときは、様式第 1 号の基金交付金決定通知書により市町に通知するものとする。

(基金交付金の支払申請)

第 5 条 前条の通知を受けた市町は、様式第 2 号の基金交付金支払申請書により基金交付金の支払を申請するものとする。

(交付を受けた市町の報告)

第 6 条 規程第 7 条に規定する基金交付金の交付を受けた市町は、交付金を受けた翌年度の 5 月 31 日までに、基金交付金の使途について、様式第 3 号の事業実績報告書により協会に報告するものとする。

附 則（平成 19 年細則第 1 号）

この細則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年細則第 1 号）

この細則は、公益財団法人愛媛県市町振興協会の移行の登記の日から施行する。

附 則（平成 30 年細則第 2 号）

この細則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(7) 公益財団法人愛媛県市町村振興協会市町交付金交付規程

平成 13 年 11 月 5 日 制 定 (規程第 1 号)

平成 17 年 2 月 21 日 一部改正 (規程第 8 号)

平成 24 年 3 月 29 日 一部改正 (規程第 2 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公益財団法人愛媛県市町村振興協会（以下「協会」という。）が市町に配分する市町交付金について、必要な事項を定めるものとする。

(交付金の財源)

第 2 条 市町交付金は、新市町村振興宝くじの収益金のうち本県分全額を都道府県が協会に交付する交付金を財源とする。

(市町への配分基準)

第 3 条 市町交付金の市町への配分については、協会が客観的な指標等により、別に定める配分基準によって行う。

(交付金の対象事業)

第 4 条 市町交付金の対象となる事業は、地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 32 条に規定する事業で、市町が必要とするものとする。

(会計処理)

第 5 条 協会は、市町交付金について公益目的事業会計において経理するものとし、収支予算に計上するものとする。

(預金利息等)

第 6 条 市町交付金の預金から生じる利息等は、収支予算に計上して、市町交付金に編入するものとする。

(交付金を受けた市町の報告)

第 7 条 市町交付金の交付を受けた市町は、その用途について協会に報告するものとする。

(補 則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則 (平成 13 年規程第 1 号)

この規程は、平成 13 年 11 月 5 日から施行する。

附 則 (平成 17 年規程第 8 号)

この規程は、団法人愛媛県市町村振興協会寄附行為の一部を変更する寄附行為の施行の日から施行する。

附 則 (平成 24 年規程第 2 号)

この規程は、公益財団法人愛媛県市町村振興協会の移行の登記の日から施行する。

市町交付金配分基準

平成 14 年 2 月 19 日
平成 16 年 2 月 24 日 改正
平成 17 年 2 月 21 日 改正
平成 24 年 3 月 30 日 改正
平成 29 年 2 月 9 日 改正

公益財団法人愛媛県市町振興協会市町交付金交付規程（以下「交付規程」という。）第 3 条の規定に基づく新市町村振興宝くじの収益金による市町交付金の配分基準は、次に定めるところにより算出する。

- ・ 交付金の総額のうち、2 分の 1 を均等割、2 分の 1 を人口割とする。
- ・ 人口は、発売年度の 9 月末日における住民基本台帳を適用する。
- ・ 均等割の市町数については、平成 18 年度分から市町合併に伴い激変緩和措置として 10 年間、別表のとおり算出する。

ただし、平成 17 年度分までの市町数は、70 市町とし、算出した均等割額は、合併後の市町へ併せて交付する。

附 則

この配分基準は、財団法人愛媛県市町振興協会市町交付金交付規程（平成 13 年 11 月 5 日理事会議決）に基づき平成 14 年 2 月 19 日から施行し、平成 13 年度分から適用する。

附 則

この配分基準は、平成 16 年 2 月 24 日から施行し、平成 15 年度分から適用する。

附 則

この配分基準は、財団法人愛媛県市町村振興協会寄附行為の一部を変更する寄附行為の施行の日から施行する。

附 則

この配分基準は、公益財団法人愛媛県市町振興協会の移行の登記の日から施行する。

附 則

この配分基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

交付金配分の市町数の算定

均等割の基準となる市町数を算出するに当たり、合併により減少した市町村数（ α ）を毎年度 10 分の α ずつ段階的に減少させていくこととする。

計算方式

- | | |
|---------------|---------------------------------|
| (1) 平成 18 年度 | $N - (1 \times \alpha \div 10)$ |
| (2) 平成 19 年度 | $N - (2 \times \alpha \div 10)$ |
| (3) 平成 20 年度 | $N - (3 \times \alpha \div 10)$ |
| (4) 平成 21 年度 | $N - (4 \times \alpha \div 10)$ |
| (5) 平成 22 年度 | $N - (5 \times \alpha \div 10)$ |
| (6) 平成 23 年度 | $N - (6 \times \alpha \div 10)$ |
| (7) 平成 24 年度 | $N - (7 \times \alpha \div 10)$ |
| (8) 平成 25 年度 | $N - (8 \times \alpha \div 10)$ |
| (9) 平成 26 年度 | $N - (9 \times \alpha \div 10)$ |
| (10) 平成 27 年度 | $N - \alpha$ |

N：合併前市町村数

α ：合併により減少した市町村数

※市町数は、前年度の 9 月末日現在の市町数を算定の基礎とする。

市町交付金交付細則

平成14年2月19日	制 定	(細則第1号)
平成15年2月18日	一部改正	(細則第1号)
平成17年2月21日	一部改正	(細則第3号)
平成24年3月30日	一部改正	(細則第2号)
平成25年2月 5日	一部改正	(細則第1号)
平成30年2月 2日	一部改正	(細則第1号)

(趣旨)

第 1 条 この細則は、公益財団法人愛媛県市町振興協会市町交付金交付規程（以下「規程」という。）第 8 条の規定に基づき、公益財団法人愛媛県市町振興協会（以下「協会」という。）が市町に交付する市町交付金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付の単位)

第 2 条 市町交付金の単位は、1 円単位とする。

(預金利息等の取扱い)

第 3 条 市町交付金の預金から生じる利息等は、交付金と合せて交付するものとする。

(交付金の交付時期)

第 4 条 協会は、市町交付金を当該年度の 3 月 31 日までに市町に交付するものとする。

(交付決定の通知)

第 5 条 協会は、交付金額を決定したときは、様式第 1 号の市町交付金決定通知書により市町に通知するものとする。

(交付金の支払申請)

第 6 条 前条の通知を受けた市町は、様式第 2 号の市町交付金支払申請書により交付金の支払を申請するものとする。

(交付を受けた市町の報告)

第 7 条 規程第 7 条に規定する市町交付金の交付を受けた市町は、交付金を受けた翌年度の 5 月 31 日までに、市町交付金の使途について、様式第 3 号の事業実績報告書により協会に報告するものとする。

附 則 (平成 13 年細則第 1 号)

この細則は、平成 14 年 2 月 19 日から施行する。

附 則 (平成 15 年細則第 1 号)

この細則は、平成 15 年 2 月 18 日から施行し、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 17 年細則第 3 号)

この細則は、財団法人愛媛県市町村振興協会寄附行為の一部を変更する寄附行為の施行の日から施行する。

附 則 (平成 24 年細則第 2 号)

この細則は、公益財団法人愛媛県市町振興協会の移行の登記の日から施行する。

附 則 (平成 25 年細則第 1 号)

この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年細則第 1 号)

この細則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

地方財政法第 32 条に規定する事業

(基金交付金交付規程第 5 条・市町交付金交付規程第 4 条関係)

1 事業

- (1) 公共事業
- (2) 公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業

2 総務省令で定める事業

地方財政法第 32 条に規定する総務省令で定める事業は、次に掲げる事業であって、第 1 号については令和 9 年度までの間に、第 2 号及び第 7 号から第 9 号までについては令和 6 年度までの間に、第 3 号から第 6 号まで及び第 10 号については令和 5 年度までの間に、第 11 号については令和 4 年度までの間に行われるものとする。

- 一 国際交流その他の地域の国際化の推進に係る事業
- 二 地方公共団体がその運営に相当程度関与する博覧会、見本市、展示会、文化行事その他の催しであって総務大臣が当せん金付証票に係る市場の状況等を勘案して指定するものの運営に係る事業又はその他の催しの運営の助成に係る事業
- 三 地域における人口の高齢化、少子化等に対応するための施策に係る事業
- 四 衛星通信網の活用その他の地域の情報化に係る事業
- 五 美術館、図書館、文化会館等芸術・文化活動の拠点となる施設の運営の充実その他の地域における芸術・文化の振興に係る事業
- 六 大規模な風水害、地震、津波、火災、干害、冷害等の災害対策及びこれらの災害の予防に係る事業
- 七 地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に係る事業
- 八 特定非営利活動等の地域における社会貢献活動に係る事業
- 九 地球温暖化対策、リサイクルの推進等地域における環境の保全及び創造に係る事業
- 十 地域における共通の課題に対応するための調査及び研究並びに人材の育成に係る事業
- 十一 令和 4 年に開催されるワールドマスターゲームズ 2021 関西の準備及び運営に係る事業

(9) 公益財団法人愛媛県市町振興協会災害支援金交付規程

平成 30 年 11 月 1 日 制定 (規程第 1 号)

(趣旨)

第 1 条 地震、風水害、火災その他の大規模災害が発生した県内市町に対し、その復旧対策の促進が図られるよう災害支援金を交付する。

(対象市町)

第 2 条 災害支援金は、次のいずれかに該当する市町に交付する。

(1) 災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用を受けた市町

(2) 災害の実情により理事長が特に認めた市町

(災害支援金の額)

第 3 条 災害支援金の額は、次に掲げる住家が全壊した棟数(以下、「全壊棟数」という。)に応じた額を基準として、市町ごとに積算するものとする。

ただし、全壊棟数が 30 棟未満でも、全壊棟数が 25 棟以上で、一部損壊や床下浸水の被害が甚大であるなど、その災害の実情により理事長が特に認める場合には、全壊棟数を 30 棟として取り扱うことができる。

全壊棟数	災害支援金の額
30 棟以上 ～ 40 棟未満	30 万円
40 棟以上 ～ 50 棟未満	40 万円
50 棟以上 ～ 60 棟未満	50 万円
60 棟以上 ～ 80 棟未満	60 万円
80 棟以上 ～ 100 棟未満	80 万円
100 棟以上 ～ 150 棟未満	100 万円
150 棟以上 ～ 200 棟未満	150 万円
200 棟以上 ～ 300 棟未満	200 万円
300 棟以上 ～	300 万円

2 前項のほか、災害の実情により半壊は 2 分の 1、床上浸水は 3 分の 1 をそれぞれ全壊棟数に加算する。

3 第 1 項及び第 2 項のほか、全壊棟数が 30 棟以上で、死者及び行方不明者がある場合には、死者及び行方不明者 1 名につき 5 万円を加算する。

4 全壊棟数を早期に把握することが困難である場合には、住家の棟数をもって災害支援金の額を定める。

5 災害支援金の最高限度額は、1 市町ごとに総額 500 万円とする。

(大規模災害等の特例)

第4条 大規模な災害等で前条各項により処理し難い場合は、その災害の実情、社会的影響等を勘案し、別途対応するものとする。

(災害支援金の交付)

第5条 理事長は、市町への災害支援金の交付を決定した場合は、当該市町へ通知の上、速やかに交付するものとする。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成30年11月1日から施行し、平成30年4月1日以降に発生した災害から適用する。

